

【令和元年台風第19号災害関係】角田市からののお知らせ（第9号）

令和元年11月22日

角田市災害対策本部（電話 0224-63-2123）

新しい掲載内容(変更含む)は、**太字**で表示しています。

<p>①被災者総合支援窓口の閉鎖について</p>	<p>◆10月24日より開設しておりました、市民ホールでの台風第19号の災害に関する被災者総合支援窓口は11月24日(日)をもって閉鎖します。閉鎖後は、引き続き各担当課が相談・受付を行います。</p> <p>受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）</p> <p>○被災者生活再建支援制度関係 … 社会福祉課 ☎61-1185（総合保健福祉センター）</p> <p>○住宅関係 ……………… 都市整備課 ☎63-0138（市役所）</p> <p>○り災証明関係 ……………… 税務課 ☎63-2114（市役所）</p>
<p>②応急仮設住宅の入居申込受付について</p> <p>都市整備課 (☎63-0138)</p>	<p>◆自らの資力で住居を確保することができない場合、宮城県が実施する応急仮設住宅の入居申込を受け付けております。</p> <p>①被災要件：浸水被害を受けた住居の方(床上1m未満の浸水被害を受けた住居の方も該当。ただし床下浸水被害は対象となりません。)</p> <p>②資産要件：被災した住居以外に自己所有の住居(別荘等)を保有していない方。</p> <p>※仮設住宅の種類：賃貸型応急住宅(アパート借り上げ等)</p> <p>※申込の際、市内の宅地建物取引業者(不動産業)をご紹介しますので、直接、問い合わせてください。手続きには「り災証明書」が必要ですので、申請されていない方は必ず申請をしてください。なお、り災証明書の内容が被災要件(半壊以上)を満たさない場合は不許可となることがあります。</p> <p>◆10月31日から11月10日まで「建設型(プレハブ型)応急仮設住宅」への入居希望調査を行ったところ希望者は少数で、その後、希望者は「賃貸型応急住宅(アパート借り上げ等)」への入居申し込みが変わったことから、県への整備要望はしないこととなりました。</p>
<p>③住宅の応急修理について</p> <p>都市整備課 (☎63-0138)</p>	<p>◆台風第19号より被災した住宅について、日常生活に必要な最小限の部分を業者に委託して応急修理を行います。</p> <p>【対象世帯】下記の①と②を満たす世帯です。</p> <p>①り災証明書で半壊、大規模半壊又は一部損壊(損害割合10%~20%未満)いずれかの判定の住宅被害を受けた者</p> <p>②応急仮設住宅を利用しない世帯</p> <p>※半壊及び一部損壊は、自らの資力で修理を行うことが出来ない方が対象です。</p> <p>※全壊でも対象となる場合があります。</p> <p>※申請前に修理に着手している場合でも対象扱いにできるようになりました。</p> <p><u>ただし、修理業者に修理代金を支払い済みの場合は対象となりませんが、現在検討中です。</u></p> <p>※その他制度詳細は、都市整備課までお問い合わせください。</p> <p>【限度額】1世帯あたり59.5万円(一部損壊は30万円)</p> <p>【修理完了期限】令和元年12月11日(水) ※国に期限延長を要望しています。</p>
<p>④家屋等の解体処分費用について</p> <p>生活環境課 (☎63-2118)</p>	<p>◆台風第19号に伴い被災した家屋等について解体処分費用の助成を行います。</p> <p>【対象家屋】「り災証明書」で全壊、大規模半壊、または半壊となった家屋等</p> <p>※地下埋設物・擁壁は対象外</p> <p>【対象者】①市に解体処分を依頼される方</p> <p>被災した家屋等について、当該家屋等の所有者の申請に応じて、市が解体処分を行います。</p> <p>②すでに被災家屋を解体処分した方</p> <p>すでに解体処分をされた方を対象として、費用の償還を行います。</p> <p>※かかった経費すべてが償還されるとは限りません。</p> <p>◎受付開始日時や手続方法等は、詳細が決まり次第お知らせします。</p>
<p>⑤市税等の減免について</p> <p>税務課 (☎63-2114)</p>	<p>◆台風第19号に伴う災害により住宅等が全・半壊するなど、甚大な被害を受けた方は、申請により市税等が減免になる場合があります。</p> <p>○対象となる方：り災証明書の判定が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の方。</p> <p>※り災証明書の判定が「半壊」以上の方へは、別途郵便で詳細をお知らせいたします。(住宅等に被害があり、り災証明書の交付申請が未手続の方は税務課へご相談下さい。)</p> <p>※事業所等で家屋や償却資産に被害があった方も、減免になる場合がありますので、税務課へご相談ください。</p> <p>○対象となる税(料)目：個人市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料</p> <p>○申請できる方：本人及び同一世帯の方。別世帯の方が手続きする場合は「委任状」が必要です。</p> <p>○申請に必要な書類：身分がわかるもの(免許証、保険証、マイナンバー他) ②り災証明書など被害状況の確認ができる書類③印かん④納税義務者本人、被保険者本人名義の預金口座番号(同世帯で複数いる場合、それぞれの通帳番号が必要) ⑤委任状(手続きする方が別世帯の場合に必要)</p> <p>○申請日時・場所</p> <p>12/2(月)~12/13(金) 9:00から16:30(土日を含む)市役所 市民ホール</p> <p>12/16(月)~R2年1/6(月) 8:30から17:15(土日、年末年始を除く。) 市役所税務課</p>

<p>⑥稲わら撤去に伴う支援事業について</p> <p>農林振興課 (☎63-2119)</p>	<p>◆農業者や農業者の組織する団体が実施するほ場等の堆積稲わらの撤去に係る経費の助成(5,000円/m)が受けられます。助成の対象要件は、ほ場等の堆積した稲わらを収集し地域内の集積所等に運搬した経費となります。確認書類として作業前後の写真、体積のわかる写真(軽トラック等に稲わらを積載したもの)や作業日誌等が必要となります。詳しい内容につきましては、農林振興課までご相談ください。</p>									
<p>⑦農地災害復旧事業について</p> <p>農林振興課 (☎63-2119)</p>	<p>◆農地が被害を受けた場合、農地災害復旧事業に該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当要件：1カ所の工事の費用が40万円以上 ・申請者には事業費の一部を負担いただきます。 ・ご相談いただく際は、被害状況を確認できる写真等をお持ちください。 ・申請期限：令和元年11月25日(月) (申請期限を延長しました。) 									
<p>⑧角田市災害ボランティアについて</p> <p>角田市社会福祉協議会 (☎63-0055)</p>	<p>【ボランティアの派遣について】</p> <p>◆角田市災害ボランティアセンターでは、台風第19号で被災された、自宅や宅地内の土砂撤去や家の片付け、掃除などのお手伝いにボランティアを派遣しております。お手伝いが必要であればお気軽にご連絡をお願いします。</p> <p>また、ニーズとボランティアのマッチングの関係により11月22日以降は、原則として金・土・日曜日に限定しボランティアを派遣させていただきますのでご理解願います。</p> <p>【災害ボランティア依頼専用電話】☎080-6875-8703</p> <p>【ボランティアの募集について】</p> <p>◆災害ボランティアの募集は、11月22日以降は、原則として金・土・日曜日に限定することから、多くのボランティアのご協力をお願いします。</p> <p>○活動内容：自宅や宅地内の土砂撤去、家の片付け及び掃除など</p> <p>○活動時間：午前9時30分から午後3時まで</p> <p>○持参するもの：軍手、タオル、帽子、活動しやすい服装や靴(場所によっては長靴)、保険証、弁当、飲み物、その他必要と思われるもの</p> <p>○申込・受付：ボランティアの方は、当日の午前9時から9時30分頃まで災害ボランティアセンターで申込及び受付をしてください。なお、ニーズが少なくなっておりますので、前日の夕方頃に社会福祉協議会のホームページ又は次の専用電話で実施するかどうかを事前に確認のうえ、災害ボランティアセンターに来られるようお願いいたします。</p> <p>【災害ボランティア問い合わせ専用電話】☎080-6875-8700</p>									
<p>⑨利用者負担額(保育料)・放課後児童クラブ利用料の減免について</p> <p>子育て支援課 (☎63-0134)</p>	<p>◆災害により住宅が全・半壊するなど、甚大な被害を受けた方は、申請により保育料及び放課後児童クラブ利用料が減免になる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住家が全壊または大規模半壊・・・全額 2. 住家が半壊・・・半額 3. 事業の廃止、失業で著しく収入が減少・・・全額 4. 事業の休業、勤務先の被災による休職で収入が減少・・・半額 <p>減免期間：令和元年11月分～令和2年3月分まで(上記3、4の場合は、復職等の月分まで)</p> <p>※減免手続きにつきましては、今後、施設を通じて保護者にお知らせします。</p>									
<p>⑩中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の実施に係る説明会の開催について</p> <p>商工観光課 (☎63-2120)</p>	<p>◆令和元年台風第19号により被災された中小企業等に対する支援として実施が予定されている、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の事業実施に関する説明会が下記のとおり開催されます。各会場とも事前の申込みは不要です。会場の収容人員に限りがありますので、各企業1名の参加をお願いいたします。</p> <table border="1" data-bbox="375 1473 1465 1630"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>日 時</th> <th>会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大河原</td> <td>令和元年11月25日(月) 14:00～16:00</td> <td>大河原合同庁舎(大河原町字南129-1) 大会議室(4階)</td> </tr> <tr> <td>仙 台</td> <td>令和元年11月27日(水) 14:00～16:00</td> <td>仙台合同庁舎(仙台市青葉区堤通雨宮町4-17) 1001会議室～1003会議室(10階)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○台風第19号により被害を受けた中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。</p> <p>○グループ補助金事業の申請方法等については、後日、宮城県経済商工観光部企業復興支援室ウェブサイトに掲載されます。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kifuku)</p>	圏域	日 時	会 場	大河原	令和元年11月25日(月) 14:00～16:00	大河原合同庁舎(大河原町字南129-1) 大会議室(4階)	仙 台	令和元年11月27日(水) 14:00～16:00	仙台合同庁舎(仙台市青葉区堤通雨宮町4-17) 1001会議室～1003会議室(10階)
圏域	日 時	会 場								
大河原	令和元年11月25日(月) 14:00～16:00	大河原合同庁舎(大河原町字南129-1) 大会議室(4階)								
仙 台	令和元年11月27日(水) 14:00～16:00	仙台合同庁舎(仙台市青葉区堤通雨宮町4-17) 1001会議室～1003会議室(10階)								
<p>⑪被災した車やバイク、農機具類の廃車手続きについて</p> <p>宮城県行政書士会 (☎022-261-6768)</p>	<p>◆被災した車やバイク、農機具類の廃車手続きを無償でおこないます。</p> <p>宮城県行政書士会による出張相談窓口を下記のとおり開設いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象：被災した車(普通車・軽自動車)、バイク、農機具類等を廃車する方 ○場所：角田市役所 東庁舎 1階 市民ホール ○日時：11月25日(月)、26日(火) 午前10時から午後4時まで ○必要な書類 車検証、ナンバープレート、印鑑証明書(軽自は不要)、実印(軽自は認印可)、印紙代等(1,070円) 									